

奈良県特別職報酬等審議会の会議の公開について

1. 会議の公開又は非公開

奈良県特別職報酬等審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開する。

ア 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合

イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2. 公開の方法

(1) 審議会の会議は、傍聴により行うものとする。

(2) 傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領」を別紙のとおり定める。

(3) 傍聴に係る手続は、(2)の「奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

3. 適用期日

平成21年10月27日以降に開催する会議から適用する。

